

バイデン政権のメイド・イン・アメリカ (米国内雇用創出)税制を探る

～大企業・富裕層増税で、雇用を生む巨額
インフラ投資やコロナ対応財政支出を賄う

石村 耕 治

(TCフォーラム共同代表・白鷗大学名誉教授)

◆バイデン新政権の「メイド・イン・アメリカ税制計画」始動

アメリカのバイデン大統領は、2021年3月31日に、雇用をあみ出すための約2兆ドル(邦貨で約220兆円)の巨額インフラ投資と気象変動対策を実施する「アメリカ人雇用計画(the American Jobs Plan)」¹を公表した。次いで、2021年4月7日には、「メイド・イン・アメリカ税制計画(Made in America Tax Plan)」²と題する税制改革案を公表した。バイデン政権のメイド・イン・アメリカ税制計画は、「米国内雇用創出税制」、「バイデン税制計画」、「バイデン税制改革」と邦訳してもよいのではないかと。

このメイド・イン・アメリカ税制計画は、新型コロナウイルス感染症(コロナ)に対応した財政支出やアメリカ人雇用計画の財源を賄うことが狙いである。この税制計画では、中間層向けに減税をする一方で、大企業・富裕層をターゲットに増税する。今後15年間で約2.5兆ドル(約275兆円)の税収増を見積もっている。

このバイデン政権の税制計画は、トランプ前政権が進めてきた減税を梃に投資や景気浮上につなげてきた租税政策を大きく転換するものである。いわば、“小さな政府”から“大きな政府”への転換とみてよい。

同時に、バイデン政権のイエレン財務長官は、各国に、法人税引下げ競争(tax competition and tax dumping)をやめるように呼び掛けた。経済協力開発機構(OECD)と主要20カ国・地域(G20)で、世界共通の国際最低法人税率(global corporate minimum tax rate)の導入の検討を進めていく構えだ。国際最低税率の設定はさほど複雑ではなく、各国間での政治的な対立も少ない。OECDやG20は、この問題について、今年中の合意形成を目指している。

¹ <https://www.whitehouse.gov/american-jobs-plan/>

² https://home.treasury.gov/system/files/136/MadeInAmericaTaxPlan_Report.pdf

一部の多国籍企業は、売上高が発生した地域にかかわらず、利益をアイルランドのような低課税国やケーマン諸島のような低課税地域(タックスヘイブン)に移転し、本国でしっかり税金を納めていない。とくに医薬品の特許、ソフトウェア、知的財産権のロイヤルティなど無形資産から発生する所得が移転され、相対的に税率が高い本国の課税を逃れていることへの対応が焦点となっている。国際最低税率は、こうした多国籍企業の租税回避に歯止めをかけ、本国での税収の確保が狙いである。

トランプ前政権は、租税回避地(タックスヘイブン)への税収流出にストップをかけるために、まず2017年に米国企業のオフショア子会社に「米国外軽課税無形資産所得(GILTI=global intangible low-taxed income)合算課税」、通称「ギルティ税」、「グローバルミニマム税」を課した。しかし、この国外所得へのギルティ(GILTI)税率は10.5%で、国内法人税率の半分にすぎなかった。バイデン税制計画では、ギルティ税率は21%に引き上げられる。

◆バイデン政権の大企業・富裕層増税の概要

バイデン大統領は、昨年の大統領選で、大企業と富裕層への増税による中間層への減税と、雇用創出につながるインフラ、環境、研究開発を刺激する税制計画を公約した。大統領になり、2021年3月末から、公約の実現に向けて動きだした。

■バイデン税制計画(メイド・イン・アメリカ税制計画/米国内雇用創出税制)の概要

◆法人所得税(トランプ税制 対 バイデン税制計画[未確定])	
トランプ税制(2017年～)	バイデン税制計画(2021年～)
《基本方針》	
減税で投資促進・景気浮上をはかる。加えて、海外進出しているアメリカ企業に米国内回帰、雇用創出を求める。	オフショア投資奨励政策税制を見直すことにより、利益の国外流出に歯止めをかける。加えて、大企業に応分の税負担を求める。
《法人税率》	
累進課税(15%～35%)を廃止し、21%にフラット化した税率を継続する。	フラット税率21%を28%に引上げる。*ただし、民主党内に反対が強い場合は25%も選択肢とする。
《代替ミニマム税(AMT)》	
法人の代替ミニマム税(AMT) ³ の停止を継続する。	法人代替ミニマム税を復活し、会計上の利益1億ドル超の大法人の利益に15%のミニマム税を課税する。

³ 代替ミニマム税(AMT=alternative minimum tax)は、納税者が連邦所得税を負担する能力(担税力/ability to pay income tax)があるにもかかわらず、これら税制上の課税繰延項目や租特(租税特別措置)項目を利用し、納付税額を極端に抑えていると判断さ

＜国際課税＞	
①アメリカ国内に雇用を戻さない法人企業に対する追加関税をかける。	①アメリカ国内市場向け国外製造利益等の税額に付加税(10%の上乗せ課税)をする。
②オフショア投資であげた国外所得へのグローバルミニマム税/ギルティ税 (GILTI=global intangible low-taxed income)を課税 ⁴ する。	②(a) 国外所得へのグローバルミニマム税/ギルティ税(GILTI)の実効税率(10.5%)を2倍(21%)に上げる。 (b) 国外所得へのグローバルミニマム税/ギルティ税(GILTI)における国外資産にかかる10%までの前取控除を廃止する。
③メイド・イン・アメリカ投資減税:製薬・ロボット産業に関し、製造拠点を中国からアメリカ国内に移転した法人企業に対して100%の即時控除を認める	③メイド・イン・アメリカ税額控除:アメリカ国内での雇用創出につながる投資、賃上げ(ただし10万ドル以下)について、申告を待たずに即時税額控除を適用する。
◆個人所得税(バイデン税制)	
＜最高税率の引上げ＞	
トランプ税制改革で個人所得税に最高税率(それまで39.6%)が引き下げられた。現在10%から37%の超過累進税率である。バイデン税制では、2017年以前の39.6%の最高税率を復活させ、40万ドル超の高所得者に対して適用する。	
＜長期キャピタルゲインへの課税強化＞	
長期キャピタルゲインに対する0%~20%の税率を、100万ドル超を超える部分には個人の通常税率を適用する。	

れる連邦納税者を対象に追加的に課税することをねらいとした租税である。公平な租税負担を確保するには、租特の整理・廃止が望ましい。しかし、生の政治では、租特の整理・廃止は至難で、むしろ租特は増加する傾向にすらある。連邦議会は、租特で縮減された“隠れた歳出”を「租税歳出 (tax expenditures)」と呼んで、「租税歳出予算 (tax expenditure budget)」の名称で歳出予算に計上する仕組みを導入している。加えて、租特で十分な納税をしていないと判断される納税者に最小限必要な負担を求め追加課税する目的で設けられているのが「ミニマム税」である。租税歳出について詳しくは、石村耕治「租税歳出概念による租税特別措置の統制」『アメリカ連邦税財政法の構造』(法律文化社、1993年)所収参照。また、代替ミニマム税について詳しくは、石村耕治「AMT(代替ミニマム税)の仕組み」『アメリカ連邦所得課税法の展開』(財経詳報社、2017年)所収、拙論「アメリカの代替ミニマム税(AMT)の分析～政策税制と公平な税負担の狭間で複雑化するAMT」白鷗法学23巻2号(2017)参照。

5a1bb0214c9357369422c7d628147996.pdf (jti-web.net)

⁴ 親会社のあるアメリカ本国に配当されずに、オフショア、タックスヘイブン等にある子会社に留保された税引き後収益に対する内部留保課税について詳しくは、石村耕治「図説留保金課税法制入門～日米の課税法制比較を含めて」国民税制研究4号(2018年)

<http://jti-web.net/wordpress/wp-content/uploads/2019/01/2f50b8fe6c3463dfe0723d77db3ad352.pdf>

<p>《項目別(実額)控除の制限強化》</p>
<p>項目別(実額)控除をする納税者に対するトランプ税制で廃止された上限を復活させるとともに、税効果を28%に制限する。</p>
<p>《死亡時に未実現キャピタルゲインへの課税》</p>
<p>アメリカが遺産税(故人が遺産に対する納税義務を負う)方式を取るが、富裕層について、死亡時に未実現キャピタルゲインの課税をする。</p>
<p>《人的控除の引上げ》</p>
<p>① 扶養子女税額控除 (child tax credit): 現行 2,000ドルから 3,000ドルに引上げ(6歳以下は 3,600ドル)</p>
<p>② 子女・被扶養者介助税額控除 (child and dependent care credit): 現行 1人につき 3,000ドルから 4,000ドルに引上げなど</p>

アメリカの巨大IT企業、アマゾン(Amazon)のベゾスCEOは、いち早くバイデン政権の法人税増税案を支持した。しかし、アメリカのシンクタンク、税制・経済政策研究所(ITEP=Institute on Taxation and Economic Policy)は、下心が見えかくれし、動機が不純ではないかと指摘している。なぜならば、アマゾンは、トランプ税制で法人所得税の最高税率が21%に引き下げられたのにもかかわらず、各種租税特別措置を駆使して、しっかり節税に励んでいる。

ITEPの分析によると、アマゾンは、2020課税年で、実効税率はたったの9.4%とのことである。過去3年間でみると、実効税率ももっと低く、4.7%というから驚く⁵。

ちなみに、ベゾスCEOは、国際デジタル課税については、賛成とも反対ともいっていない。

政治との付き合い方を熟知している財界人の行動には深読みが要る。

◆国際デジタル課税へのバイデン政権の動き

グローバル課税、国際課税の課題は、①国境のある現実空間/リアル空間での課題に加え、②国境のないネット空間/デジタル空間/オンライン空間での課題が大きくクローズアップされてきている。

バイデン政権の誕生、アメリカの国際社会への復帰を受け、各国・地域は際限のない減税競争に歯止めをかける①国際最低税率導入と②国際デジタル課税を一体として今年中に合意をめざすことを再確認した。今後は国際最低税率の水準や新たな国際デジタル課税の枠組みづくりが焦点になる。

⁵ [Amazon Has Record-Breaking Profits in 2020, Avoids \\$2.3 Billion in Federal Income Taxes – ITEP](#)

■ 国際課税の2つの課題

①国境のある現実空間/リアル空間での課税問題

国際最低税率の導入

②国境のないネット空間/デジタル空間での課税問題

国際デジタル課税

アメリカ系の巨大IT企業・GAFAなどは、国境のないネット空間/デジタル空間にデジタルプラットフォームを築いて自由に事業展開をしている。しかし、これら巨大IT企業に対しては、本国アメリカしか十分に課税できていない状況が長く続いている。アメリカファーストのトランプ政権が、頑として国際的なデジタル税源の公平な配分に応じなかったからである。しかし、政権交代が実現した今日、国際デジタル課税の新たな枠組みが固まれば、税源配分の不公平は是正される可能性が格段に高まる。



OECDは、140カ国が参加する税制交渉で長年、調整役を務めている。しかし、OECDは久しく、トランプ政権の自国第一主義(アメリカ・ファースト)に手を焼いてきた。ぐずぐずしているうちに、フランスやオーストラリア、インドなどが独自に自国でデジタル課税をはじめた。アメリカ通商代表部(USTR)は、制裁関税をちらつかせるなどして、こうした独自課税を批判、モグラたたきをしてきた。しかし、こうしたモグラたたきも、じきになくなるものと期待される。

超大国アメリカが首を縦に振らないと新たな国際デジタル課税秩序の形成は至難である。わが国は、自前のコロナワクチンすら国民に供給できない“名ばかり科学大国”、“出口戦略を描けない国”である。今まさに、この国の政権や財政当局は、税金の掛け方や使われ方が問われている。生活者増税で庶民を苦しめる策は示せても、この国の政権や財政当局に、国際デジタル課税秩序づくりでリーダーシップ発揮を求めるのは期待薄である。

今や、コロナ対応で膨らんだ財政支出をどう賄うかはグローバルな課題である。アメリカが望む法人税の国際最低税率導入と、先進諸国やアップカミング諸国が公平な財源配分を求める国際デジタル課税の導入とがパッケージで合意できれば、コロナ

対応で膨らんだ財政支出は法人増税で賄おうという国際的な流れは一気に加速する。


◆わが国でのポストコロナ増税論議のゆくえ

わが国の菅政権は、コロナ変異種が猛威をふるうなか、相変わらず精神論（三密回避）と竹やり（マスク）だけの愚策を続ける。「防空壕に隠れている」といわんばかりのステイホームの繰り返しである。ロジスティクス（物流戦略）の思考ゼロで、戦う武器（ワクチン/検査）を十分に準備できない。またもや、「出口戦略」なしのインパルスのものである。

にもかかわらず。コロナ対応での財政支出が拡大している。2020年度の新規国債発行額は100兆円を超えた。2021年4月2日に衆院を通過した2021年度予算案でも、財源の多くを国債に頼る綱渡りが続く。コロナ禍前から当初予算の約3分の1を国債発行に頼っていた財政は、一段と悪化してきている。国の長期債務残高は20年度末に1千兆円を突破する見込みだ。だが、菅政権は、年内に衆院選を控え、膨らんだ財政支出についての議論を避け続けている。

政府御用達の財政専門家からは、東日本大震災の復興予算のように特別会計での管理、さらには増税の道を探るべきだとの声も出はじめている。東日本大震災では、復興予算は30兆円を超えた。これを、一般会計とは区別して特別会計で管理し、個人に所得税や住民税に25年間にわたり2.1%分の追加負担を上乗せするなどして財源を賄う仕組みが構築された。当初は法人税にも上乗せ課税された。しかし、いつの間にか、法人は“別格”扱いとされ、途中で法人への上乗せ課税は不継続となった。

いずれは、わが国でも、コロナ対応で拡大した財政出動した分をどう賄うかのポストコロナ増税議論がはじまるはずだ。アメリカでは、連邦は消費税（付加価値税）を導入していない。このため、コロナ対応で拡大した財政出動分は、所得課税で賄うしかない。バイデン政権は、法人と富裕層への所得増税の道を選択した。コロナ対応で財政出動した分については、わが国でも、アメリカのバイデン政権にならって、大企業や富裕層への所得増税で賄うのが最適ではないか。グローバルな流れにも沿うはずだ。

しかし、財界の法人増税に対するアレルギーは強い。財界のPR紙ともやゆされる日経新聞は、70兆円超のコロナ関連での財政支出を国民が応分に負担をする「国民連帯税」で賄おうという提言をした（「ポストコロナと「国民連帯税」」日経 2021年4月10日朝刊 ）。法人増税で賄おうという動きをけん制しようとする意図がありありだ。

新たな復興所得増税、あるいは生活者に重い負担を押し付ける消費増税で賄う案が浮上する可能性も強い。この4月からまた総額表示もはじまり、消費税の通税感緩和策が実施された。消費増税の道はスムーズに走れるようにすでに舗装されている。新たな復興増税、あるいは逆進性の強い消費増税は、生活者のくらしや中小零細事業者の生業に大きな影響を及ぼす。大衆増税に対する警戒を怠ってはならない。